

# 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(令和2年度版)に対する市民意見

- 募集期間 令和2年11月12日(木)～12月4日(金)
- 意見提出者数 5人
- 意見の件数 40件
- 内容別の意見件数

項目	件数
①目標及び重点施策に関する御意見	31
全体	(1)
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	(15)
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	(7)
テーマ3 資源循環型社会の構築	(2)
テーマ4 低炭素社会の構築	(3)
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	(3)
②その他 (報告書全般に関する御意見、報告書の表現方法に関する御意見など)	9
合計	40

①目標及び重点施策に関する御意見				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
1	8.9	重点施策の 進捗状況に 対する評価 (総括表)	<p>29年度評価：A0, B17, C11, D1、30年度評価：A0, B16, C12, D1となっており、全体として施策の進捗状況は横這いであるが、テーマ1、2の自然環境施策の進捗状況がB評価3, C評価10, D評価1であり、テーマ3, 4, 5の施策に比べて全般に遅れている。また重点地区の自然環境の保全状況が目標通り進展していないことは、各重点地区で活動している市民活動団体のヒアリング調査結果からも判断できる。</p> <p>自然環境の保全施策を主管する都市部景観みどり課が策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、みどり(自然環境)の有する多様な機能を活用して持続可能なまちづくりを目指すとしている。市内のみどりの保全施策を担当する部署は、ヒアリングで得られたこれらの意見を尊重し、担当部署内は勿論、さらに他部署間との連携を強めて真摯に改善に努めてほしい。</p> <p>重点施策の中で前年度のB評価から今年度C評価になった唯一項目は重点施策24の一般廃棄物のリサイクル率である。リサイクル率は目標10に掲げる重要施策なので厳しい評価がなされていると思うが、令和元年のリサイクル率が目標値より少なかった理由については詳しい考察が必要と思われる。リサイクル率はごみ排出量と回収資源物量で決めることになっているが、p47の資源物排出量は前年よりやや増加しており、資源物の分別を徹底すればリサイクル率がさらに向上できるかもしれないが、令和元年のリサイクル率低下の原因がごみ排出量が予想値より増えていることも関係していないかなどの検討が必要と思う。</p>	<p>各重点地区において土地利用により、伐採や埋立が行われ、自然環境を保全することが困難な事例があり、本計画の進捗状況としては芳しくないものがあります。</p> <p>このような状況ではありますが、今後においても、各地区で活動をされている市民団体の意見を聴きながら、関係部署と連携しながら、施策を進めてまいります。</p> <p>リサイクル率については、「資源化量(資源物の資源化量、中間処理(破碎・選別)後資源化量、焼却灰の再資源化量)」を「ごみ排出量」で除して算出しています。令和元年度の資源化量は15,361t(資源物の資源化量：13,224t、中間処理(破碎・選別)後資源化量：1,083t、焼却灰の再資源化量：1,054t)、ごみ排出量は70,573t、平成30年度の資源化量は15,275t(資源物の資源化量：13,031t、中間処理(破碎・選別)後資源化量：1,155t、焼却灰の再資源化量：1,089t)、ごみ排出量は69,225tとなっており、令和元年度はコロナ禍で在宅時間が増えたことに伴い、これまで減少傾向であったごみ排出量や資源物の排出量(資源化量)が増加に転じています。目標値を達成できていない主な要因としては、近年の傾向として、当初の見込みよりも新聞等の電子化、容器の軽量化により資源物の排出量が減少していること、焼却灰の再資源化が計画的に進んでいないこと、また、市民の間</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
1 (続)	8,9	重点施策の 進捗状況に 対する評価 (総括表)	廃棄物処理施策の中で、リフューズ、リデュースによるごみ減量化が最も重要な施策であり、ごみ減量化をなお一層進めることが大切である。ごみの減量化には更なる意識啓発が必要であり、指定袋によるごみの有料化が意識改革に役立つのではないかとと思われる。	に分別意識が十分に浸透していないことなどが挙げられます。今後においても、コロナ禍の影響によりごみ排出量の増加が見込まれることから、4Rに関する啓発やごみ有料化をはじめとする新たな施策の実施により、ごみの減量を進めてまいります。

**テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全**

**施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立**

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
2	12	目標1	自然環境評価モニタリング調査ですべてのコア地域で指標種が増えた結果となっているが、どんな指標種が増えたのか、さらに、保全活動団体の活動効果との関係などを調べ、次期以降も指標種がどのように変化するかフォローすることが大切である。自然環境評価調査報告書は一般市民にとって専門的で理解しにくいように思われる。また、調査結果は「まっふdeちがさき」で公表していることになっているが、サイトの検索が複雑であり、結果の公表時期にタイムラグの問題もあって適切な対応づけができない。変化があった指標種だけでも市民にわかりやすい形で本計画資料編に記載することも一案と思われる。	自然環境評価調査については、個別にその結果を公表してまいります。また、次回調査実施後も、その結果を周知してまいります。 指標種の確認状況の変化等については、「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」にて、一部掲載していたところですが、次年度版への掲載について検討します。
3	14	重点施策1	7つのコア地域の内、5地区について管理体制と管理計画が策定され、市民活動団体や市民有志による保全活動が行なわれているが、市民活動団体ヒアリング回答にあるように課題も多い。 特にコア地区や特別緑地保全地区において、周辺住民の自然環境保全に対する関心が低いと、隣接地での保全管理への配慮不足や樹木の伐採など協定無視などのトラブルが起こっている。主管部署は周辺住民の意識啓発と保全管理への協力要請をさらに強めてほしい。 平太夫新田については、市の占用地の保全管理だけでなく、相模川左岸堤防建設で解除された旧水害防備保安林地区の保全管理計画の策定や気候変動への対応面から樹木のCO <sub>2</sub> 吸収効果などについての検討も必要である。 市内のコア地域などのみどりの保全管理にあたっては、現在活動中の市民ボランティア団体や茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会のような企業団体との協働作業を継続するとともに新たな参加企業を増やすことも大切である。p93の資料2「市民活動団体や事業者等の活動状況」に茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の活動紹介も掲載してはどうか。 自然環境の保全管理は周辺の住民が主体となっていくことが望ましいので、周辺自治会や周辺住民への自然環境の意識啓発と活動への参加協力要請をなお一層進めてほしい。 行谷地区については、県の遊水池計画(15年後完成予定?)が進められているが、この地区は市の特別緑地保全指定地区の候補地区なので、遊水池建設工事にともなう自然環境への影響(指標動植物等のミチゲーション対策)、遊水池上部利用の考え方や市の計画道路などについて検討が必要である。	御意見のとおり、各コア地域の自然環境を保全するためには、地域の方の理解と協力をいただくことが重要と考えておりますので、日頃から周知に努めてまいります。 資料編の「市民活動団体や事業者等の活動状況」については、御提案いただいた団体についても、次年度は記載を検討します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
4	14	重点施策1	<p>コア地域ごとの保全管理体制及び保全管理計画は、昨年度から何も進んでいない。成果には保全管理計画に基づいた保全管理活動が行われ、環境が維持されていると書かれている。本当にそうか？</p>	<p>各コア地域においては、保全管理計画に基づいた保全管理活動が行われているという認識でおります。また、今後の保全管理活動においては、必要に応じて保全管理計画の見直しや変更をしながら、実施してまいります。</p>
5	16	重点施策2	<p>緑のまちづくり基金条例の改正や運用ガイドラインの作成については、10年以上前から市民は要望しているが、実施されていない。その間に何が起きているか、行政側はその情報を出さないけれど、本来は出すべきではないか？これでは報告書ではない。</p> <p>特に香川公民館南側の雑木林については、ガイドラインが作成されていないにも関わらず、担当課の独断で基金は使わないとして、市民が有効に利用して歴史的にも重要な雑木林を宅地にしてしまう。この責任をだれも取らない茅ヶ崎市の行政のやり方に驚く。</p>	<p>緑のまちづくり基金については、市の財政状況の悪化や森林環境譲与税基金の創設など、本計画が策定された時点と大きく変化してきています。そこで、緑のまちづくり基金をみどり行政の推進のため有効に活用できるよう基金のあり方について、検討してまいります。</p>
6	18	重点施策3,4	<p>p18 清水谷の保全の項、具体的な取り組み保全管理に向けた「調整」と記載されているが異議あり。</p> <p>清水谷を貴重なものとして特別緑地保全地区に指定した「市」と保全の作業をしている「会」は利害が対立しているのではない。一致しているはずのものである。</p> <p>通年で毎週谷戸に入っている「会」と、机上の「市」との間にあるのは知見と見解の差である。</p> <p>目的は同じであるから、妥協して落とし所を見つけるという「調整」は必要ない。</p>	<p>「具体的な取り組み」の記載については、より適切な表現となるよう検討します。</p>
7	18	重点施策3,4	<p>市と会は年2回、半期が終わった時点で打ち合わせの場をもっている。内容は当面事務的なことで終わっている。</p> <p>市に対して会が期待しているのは、市のビジョンと中期計画である。提示された計画と本報告書、それと半期間の活動結果と合わせて課題の整理を行い、討議、検討を行い、活動計画にしたいと考えている。かく思っている者にとって本報告書からはアクションにつながる問題点は掴めない。</p> <p>市と会の打ち合わせに、市からビジョン、計画は提示されていない。責任ある人の出席はない。今年度は討議の場も開かれていない。</p> <p>せめて、本報告書は「わかった」又は「うん、そうだった」と読み終えた時に言えるものでありたい。</p>	<p>「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書」は、同計画に掲げた重点施策の前年度の取り組み状況等に関する報告書です。</p> <p>清水谷の保全活動に関しては、「清水谷を愛する会」との協議を重ねながら、引き続き保全活動に努めてまいります。</p>
8	21	重点施策5,6	<p>国との情報交換の場を相模川の河畔林を育てる会として、1年間に1回、実施しているが、その場では市民側しか発言はしない。茅ヶ崎市の行政職員は参加しているけれど意見や情報を出さない。本来は国と茅ヶ崎市の行政が十分な情報交換を行っていれば、その情報を市民団体に流してくれるれば充分である。</p> <p>しかし、何らの情報もないために、意見交換の場をもっている。地域の人たちとの連携などこれではいつになるやらと思う。</p>	<p>意見交換会は、情報共有の場として貴重なものと認識しているところです。日頃から、国と市が連携を図ることで、市から市民団体へ情報を伝えるよう体制を整えてまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
9	25	重点施策8	<p>貧栄養表土の現状保全できなかった、とあるが、表土を景観みどり課が移動したということも聞いている。いつ、どこに、誰が移動したのか、また結果を明確に示すべき。</p> <p>また重点施策には市民に対して解放を要望することになっている、課題にも入れてほしい。</p>	<p>表土については、一部を移動し植生の保全を試みましたが、植生の回復は確認できませんでした。また、当該地の市民への開放については、当該地が私有地であるため、常時開放は困難であると思われます。</p>
10	27	重点施策9	<p>遊水池予定地では、豊かな生物多様性が保たれています。これをじわじわとなくしていくのかと思うと、自然環境評価調査を何のために実施したのか、空しくなる。</p> <p>上記の相模川の国との意見交換時に、これまでの洪水の予測が立たない状況になっているので、流域全体で対応していく必要があるとのことで洪水時の地図が示された。その中で唯一水に浸かるまちは、茅ヶ崎市のほとんどの遊水池を作ってもなくなるものではない。それに遊水池は早くても15年先だ。その前に相模川全体で、川の近くの低い場所に洪水時だけ水を引き込める場所を作ってもらうなどの対策を茅ヶ崎市として他市にお願いする必要があると思う。</p> <p>行谷の特別緑地保全地区指定については難しいと考えていたが、行政側が優先的に実施すると今度の環境基本計画にもみどりの基本計画にも記載した。しかし、すでに財政難だからと延期されることになってしまっている。</p>	<p>行谷の遊水池の整備については、自然環境の保全に配慮した整備ができるよう要望してまいります。</p> <p>行谷の特別緑地保全地区指定については、新型コロナウイルス感染症の影響や、土砂災害特別警戒区域の指定が遅延していること、市の財政状況の変化を受け、指定に向けた事業を一時休止することとしました。今後のスケジュールについては、現時点で提示できる状況にはないため、事業再開の時期については、今後の社会情勢を見極めながら判断することとします。</p>

## 施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
11	33	目標3.4	<p>目標3、目標4で緑被率と緑地面積の二つの指標を使って推移評価が行なわれているが、指標の緑被率と経営耕地面積の推移が年々減少しているのに、緑地面積（参考値）は増加している。どのような緑地を増やし、その緑地をどのようにみどりの保全・再生に役立てようと思定しているか。また、改正生産緑地法の2022年施行に伴い、街中にある指定生産緑地（農地）の所有者から市に対して指定生産緑地の買い取り申請が行なわれることが予想されるが、申請があった場合には、街中のみどりの保全対策としてできるだけ公園緑地などとして市民が活用できるように、自然環境庁内会議において関係部署間で情報を共有するとともに購入財源の確保など財政面についても検討することを要望したい。</p>	<p>参考として掲載している緑地面積の説明については、「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（令和2年度版）」33ページの※1の説明のとおりです。</p> <p>また、生産緑地の買入れについては、財政面や市の施策上における当該地の立地面など、公益的な利用が可能かどうか総合的な判断により、買入れについて検討してまいります。</p>
12	35	重点施策13	<p>開発予定地から希少種が移植できるようになったことはよかったと思うが、どこに移植したのか、移植した後はどうなっているのか、この書き方ではわからない。つなぐみどりの保全・再生とあるのだから、その点を意識して、書いてほしい。また、開発予定地の情報があれば、市民も交えて、調査できる仕組みが必要と思う。人数が増えれば見つけやすいし、その後の管理もしやすいのではないかと。</p> <p>生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを早急に作成し公表してほしい。</p>	<p>移植作業の記録については、担当課において保存した上で、当該地の経過観察等を行ってまいります。今後においても、土地所有者の理解を得ながら、できる範囲での移植作業を行ってまいります。</p> <p>また、御意見にあるガイドラインについては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の取り組みで掲げた生物多様性の保全活動を推進するしくみづくりの中で検討してまいります。</p>



No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
13	35	重点施策13	香川公民館の雑木林は「緑のまちづくり基金が活用できる良好な自然環境ではない」、と景観みどり課が判断し、基金が活用できず、樹木はすべて伐採され、宅地造成中である。 市民の関わりが強い市街地のみどりは減っていくばかりである。市街地にある保存樹林の保全の方策は早急にすべきである。	保存樹林については、市街地に残された貴重な緑地であるということを、所有者に御理解いただき、今後も保全に努めていただけるようお願いをしております。
14	35	重点施策13	2019年に制定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」に、生きものの生息・生育空間をつなぐみどりの確保があり、重要な地域として、中央公園周辺の保全・再生が挙げられている。再生すべきところにわざわざカツラの並木を作っている。カツラは茅ヶ崎市の推奨樹木でもなく、生物多様性の地域性からも外れている。茅ヶ崎市は議会で「カツラは日本の在来種だから植えた」と応えている。市民にむけては「良好な自然環境ではない」と環境について判断できる景観みどり課なのだから、庁内においても自然環境について強く発言してもらいたい。	カツラにつきましては、市の推奨樹種に含まれておりませんが、日本の在来種であり、その姿は四季の変化に富み、印象的な並木の景観を形成できる落葉樹であり、枝が広がりにくく円錐型となる特性を持っており、街路樹としても適していることから植樹しました。 公共施設の整備にあたっては、関係課との協議のなかで、生物多様性の視点も取り入れつつ、期待する機能の面から総合的に判断していくものと認識しております。
15	35	重点施策13	コア地域をつなぐみどりとして、自然環境評価調査結果に市庁舎前の広場も入っています。それにもかかわらず、在来種ではないものを移植するのはどのような考え方なのか、知りたいと思う。 茅ヶ崎市の寄付された赤羽根の斜面林は何も保全されていない。折角寄付されたものなのだから、市民が自然環境に接することができるような対策を要望しているが、何ら施策がないのはどうしてか。 小出川などの市内を流れる川は重要であるが、自然環境を無視した土手の草刈りや川の中に繁殖する外来種の除去などについては、一切記載がないことも現場を知らない行政側だからと考える。	公共施設の整備にあたっては、関係課との協議のなかで、生物多様性の視点も取り入れつつ、期待する機能の面から総合的に判断していくものと認識しております。 赤羽根斜面林について、特別緑地保全地区の指定を目指していますが、今後、適正な保全管理のあり方についても検討してまいります。 小出川の適正な維持管理について、自然環境への配慮も含め管理者である神奈川県に要望してまいります。
16	38	重点施策 14,15	茅ヶ崎市内の農地面積が比較的狭いなかで、環境に配慮した農業経営を維持することは大変であると思われるなかで、農業経営を維持するため様々な農業支援施策が行なわれていることは評価したい。 農業の生産性の面からある程度の農薬使用は必要と思われるが、生物多様性の配慮の面から防虫ネット等の活用などにより農薬使用量の低減にも努めてほしい。	引き続き、本市の農業経営支援に必要な措置を検討し、農業経営基盤の維持に努めてまいります。 農業を生業とする生産者側から農薬の使用はやむを得ない面がありますが、生物多様性の配慮の面から農薬の低減に有効な施策を引き続き検討してまいります。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり				
施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
17	40	目標5.6	2017年に4月に「みどりの保全等に関する条例」が制定・施行され、既存の保存樹林・保存樹木の保全への助成が進められることになったことは評価できるが、新たな保全すべき地域の指定が未定のままなのはどうか？条例制定時に指定すべき場所などを想定していなかったのか？ No.11でふれたように、生産緑地法の改正で解消される農地や高齢化で保全管理が十分にできていない樹林などを調べ、保存すべき地域に指定することは考えられないか。	特別緑地保全地区の指定と併せて、その周辺の自然環境豊かな地域への指定を想定していましたが、特別緑地保全地区指定事務を一時中止することとしました。特別緑地保全地区指定事務再開後、改めて検討してまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
18	43	重点施策 16,17	審議会の委員の方々は、みどりの保全等に関する条例ができたから大丈夫と考えているのか？これではほとんどの自然環境は保全されない内容であると認識してほしい。	茅ヶ崎市環境審議会では、自然環境分科会を設置し、学識経験者や農業関係者、公募市民で構成される委員により自然環境分野の施策評価を実施しています。評価にあたっては、進捗状況報告書及び同報告書に対する市民意見等を加味して、市の取り組みに関して総合的に判断していただいています。
19	43	重点施策18	<p>自然環境庁内会議において土地利用行為に伴うみどり保全、創造に関する指導事務として、定例会および専門委員を含めた全体会を開催し、迅速な情報共有と対応策を検討したとある。しかし、p36の市民活動報告に記載されたように社会教育の基幹施設である香川公民館の南側の保存樹林地の宅地開発において、地域住民から樹林保全のため市による樹林地の買い取りについての陳情が市議会に行なわれたが、採択されなかった。p40の施策の柱2.1の条例で既存の保存樹林・保存樹木の保全への助成を行なうことがあげられているにもかかわらず、保存樹林が失われている。保存樹林の解除や土地の売却の申請があった時点で、自然環境庁内会議で保存樹林の保全対策が真剣に議論され、適切な対応策が検討されたのでしょうか？</p> <p>今後、地権者の高齢化に伴い、保存樹林、保存樹木の解消や指定生産緑地の買い取り申請などの問題はますます増加するもの想定される。自然環境庁内会議において、「緑のまちづくり基金」の確保や処分だけでなく、新型コロナウイルス禍で経済低迷の中、財源確保は非常に厳しくなっているが、街中のみどりの保全の観点から横浜市が実施している「みどり税」（市民税に均等割）の導入などの多面的な財源確保の検討も必要ではないか。また、数年前に県の自然環境保全地区の赤羽斜面樹林の一部が所有者のご好意によって茅ヶ崎市の自然環境保全地区になった。このように自然環境保全地区候補地の土地所有者にご寄付をお願いすることは考えられないか。</p>	<p>保存樹林の解除や大規模土地利用の申請があったときは、自然環境庁内会議に関わらず、関係各課に照会し、当該地の公益的な利用が可能かどうか、判断しております。</p> <p>また、自然環境保全のための財源を確保する手段の一つとして、いわゆる「みどり税」のような超過課税を実施することは、考えられることではありますが、コロナ禍の影響により、市内の経済状況はしばらく厳しいものと予想されますので、導入にあたっては、経済及び社会情勢の動向を見極めた上で、慎重に検討してまいります。</p>
20	43	重点施策18	<p>各担当課との連携もなかなか難しい状況であるけれど、この会議の効果的運用には市民との連携も必要であることを考えてほしい。</p> <p>公共工事による自然環境への配慮は、要望をした何回かの話し合いの結果、実施されるようになったが、市民から指摘された結果であることを認識し、もっと有効に実施してほしい。</p>	自然環境庁内会議により、関係各課と連携して、引き続き運用してまいります。
<b>施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定</b>				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
21	44	目標7,8	2019年に「茅ヶ崎市みどりの基本計画、生物多様性ちがさき戦略」が制定されたが、具体的に戦略を進めるためにはガイドラインが必要である。生物多様性の係わるガイドラインの早急な策定に着手してほしい。	御意見にあるガイドラインについては、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の取り組みで掲げた生物多様性の保全活動を推進するしくみづくりの中で取り組んでまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
22	44	目標7.8	<p>「目標7及び8の進捗状況」の「(仮)生物多様性地域戦略」と「ちがさき戦略」との関係について「(仮称)市生物多様性地域戦略」と「市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」とは現時点では同じものである。「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」冊子のp3の中段に、『特に、生物多様性の保全が持続可能な利用についての考え方を、関連施策が多く位置付けられている「茅ヶ崎市環境基本計画」においても共有します。』とあり、本文をここに挿入すべきである。何故ならば、当初の環境基本計画では、同計画内において生物多様性戦略を策定予定であったが、市みどりの基本計画の一環として、生物多様性ちがさき戦略として策定した詳細な経緯を分かりやすく説明する必要があるためである。</p> <p>さらに、『目標、重点施策の見直し箇所』にも追加記載すべき重要事項に匹敵するものとする。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の重点施策として位置付けた「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定については、平成31年3月に「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」として策定したところ。『茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略』と茅ヶ崎市環境基本計画の関係性については、次年度の進捗状況報告書での記載を検討します。</p> <p>なお、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)においては、「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を環境基本計画に包含される計画として策定するとは位置付けておらず、重点施策の見直し事項には当たらないものと考えます。</p>
23	45	重点施策 19,20	<p>この環境基本計画(2011年版)が作成されたときの目標を冊子の中で変更してしまっているのが、実際に計画された時の目標年次(2012年)がわからずに目標が達成されていると考えているのだと思う。しかし、目標年次から8年も遅れたうえに、未だに生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成はされていない。</p> <p>私が環境審議会に提出したガイドライン作成の要望書に対して、環境審議会は市長への建議書を提出してくれたが、行政側からはその必要がない旨の回答が来ている。また、同時に提出したみどり審議会に関しては、会長の一存で審議どころか、検討されずに終わってしまった。</p> <p>計画は何のためにあるのか、ここでも打ちのめされるばかりである。</p>	<p>本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしており、御指摘の目標の変更に関しては、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、見直しを行ったものです。見直し内容の一覧については、進捗状況報告書の巻末に参考資料として掲載しています。</p> <p>御意見にあるガイドラインの作成については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の取り組みで掲げた生物多様性の保全活動を推進するしくみづくりの中で取り組んでいくとともに、要望書の内容も踏まえて検討してまいります。</p>

テーマ3 資源循環型社会の構築				
施策の柱3.1 4Rの推進				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
24	46	目標9,10	<p>平成30年に「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理計画」が改定されており、巻末の参考に施策見直しが行なわれたとの説明はあるが、目標9の資源物を除くごみ排出量および目標10リサイクル率の推移を示すグラフの更新、特にごみ排出量の想定目標値やリサイクル率の変更(ごみ排出量が高く設定され、リサイクル率が低く設定されている)が行なわれたが、どうして30年の計画改定が必要になったか、その背景をもう少し詳しく記載する必要があるのではないのでしょうか?</p>	<p>「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理計画」の計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間(前期計画:平成25~29年度、後期計画:平成30~令和4年度)となっています。本計画の策定時に、社会・経済状況等の変化に合わせて、概ね5年ごとに見直しを行うとしていたことから、中間年度である平成29年度に計画の見直しを実施しました。なお、計画改訂の際には、前期計画における人口やごみ排出量等の数値のトレンド、後期計画において実施する施策の内容等を踏まえ、目標値の変更を行っています。</p>

施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
25	54	目標 11,12,13	「地産地消応援団」参加店舗の増加が少し低迷しているようであるが、保育園や学校給食への地元野菜の供給は毎年継続されており、子どもたちの地元農水産物への愛着や自然環境への関心を高めるのに役立っていると思われる。地産地消はCO <sub>2</sub> 削減にも役立つので引き続き継続してほしい。	地場産作物のPRを通じて、地産地消の推進を継続してまいります。 保育園への学校給食の地元野菜の供給等、今後とも関係各課と連携を行い、地元農水産物の周知を継続してまいります。

テーマ4 低炭素社会の構築				
施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
26	60	目標15	目標15の施策の進捗状況で、平成30年度と令和元年度の夏の省エネコンテストへの参加世帯の月毎エネルギー（電気量）の削減量が比較的順調に進んでおり、省エネコンテストへの参加世帯が省エネ意識の比較的高い世帯であることを考慮しても、市民の省エネ行動が進捗しつつあることが推察される。最近の度重なる気候変動の影響（台風や豪雨災害）を考える時、市民レベルの地球温暖化対策としてのクールチョイス活動の啓発を積極的に進めてほしい。	政府が推進している「COOL CHOICE」は、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。市では、令和2年12月12日にイオン茅ヶ崎中央店にて「クールチョイス展」を開催し、パネル展示やクイズラリーを通じて、地球にやさしい暮らし方の提案を行いました。今後も機会を捉えて、関係機関・関係団体と連携して啓発活動を実施します。
27	61	重点施策 27,28,29	これらの重点施策は環境政策課の主管・担当業務であり、地球温暖化による気候変動防止対策施策として、省エネ、新エネルギー機材の情報発信と啓発活動、省エネ機器、新エネルギー（太陽光発電、電気自動車など）の導入が着実に進められており、B評価は適切である。 さらに、太陽光発電パネルの活用施策として、農業水産課との連携による遊休農地での地元の農家や活動団体などによる太陽光発電を利用した野菜栽培等は考えられないか。 前項で述べたように、地球温暖化に伴う気候変動により自然災害および社会災害が増加している。次期計画の策定にあたっては、気候変動対策（地球温暖化対策）としては緩和（原因）対策と併せて適応（影響低減）対策を進めることが大切である。防災対策や保健対策については、市民安全部（防災対策課ほか）、下水道河川部、保健所などと情報を共有し連携して対策を推進してほしい。	温室効果ガスの排出抑制にむけ、市民・事業者関わらず、積極的な再生可能エネルギーの導入が必要です。御意見いただきましたように、遊休農地を活用した太陽光発電については、農地の特性や地権者の意向による場所ですが、発電ポテンシャルとしては有益であると考えます。市内でソーラーシェアリング事例もあることから、研究し、周知啓発していきたいと考えています。 気候変動については、御指摘いただきましたとおり、変わりゆく気候に順応した生活をおくる「適応策」を推進していくことが必要です。令和3年度を始期とする環境基本計画には、気候変動について、緩和策と適応策を合わせて推進することとしています。計画の推進に向けては、経済部、市民安全部、下水道河川部、保健所をはじめ庁内関係各課と連携し、取り組みと情報を共有してまいります。



施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
28	67	目標16	<p>目標16は市民一人あたりの公共交通機関の利用回数が増加傾向にある。コロナ禍でリモートワークなどにより通勤者などの移動が減少していると思われるが、目標が達成できることを期待したい。</p> <p>コミュニティバス「えぼし号」の利用状況は各路線ともほぼ横這いであるが、今後は高齢化に伴い、運転免許自主返納など増えて、「えぼし号」の利用者が増加することも考えられる。対応策の検討が必要ではないか。</p>	<p>コミュニティバスは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、乗車人数が最大で約6割減少しました。直近では、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出され、さらにリモートワークや外出の自粛が進み、今後「新しい生活様式」が定着した際は、乗車人数は以前と同等の数字に戻らない可能性が高いと思われます。</p> <p>一方、高齢化が進み、運転免許の自主返納が進むことで、コミュニティバスの利用者が増える可能性があります。</p> <p>令和3年2月1日に現段階の需要に合わせたダイヤ改正をし、対応します。今後も需要に応じたものとするために、追加調査を行いながら、必要に応じて対応策を検討してまいります。</p>

### テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

#### 施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
29	72	目標17	<p>内外研修会、学習会ほかが実施されており、意識啓発が進んできているものと思われるが、職員は比較的短期間に職場の異動があるので、異動時に行なわれる研修会のアンケートだけでなく、例えば、夏冬のC-EMSチラシ配布の時に定期的な環境意識調査（アンケート）などを行なって、日常の業務で環境問題を直接扱わない職場でも環境意識が維持されるようにフォロー確認することも大切である。</p>	<p>令和3年度を始期とする次期環境基本計画では、職員の環境意識の向上を測る指標として、職員アンケート調査結果を活用する予定です。マイバッグ・マイボトルの使用割合や、生物多様性の理解度など、継続的に確認します。</p> <p>また、C-EMS研修、エコドライブ研修及びC-EMS外部監査報告会等の研修を通じて、引き続き、職員の環境意識向上に取り組んでまいります。</p>

#### 施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
30	77	目標18	<p>目標指標の主な事業への参加者数は年度毎で2018年約4,100人、2019年約3,800人と参加者数に増減がみられるものの、重点施策34、35において、複数の担当課によって見学会や講演会、体験学習などが実施されており、資料編1に記載されている市民などを対象とした事業・イベントへの参加数が2019年度累計で約29,000人（全人口の約12%）となっており、市民などの意識啓発、人材の育成に役立っていると思われる。資料2の市民団体や事業者団体の活動をホームページ（例えば「環境市民活動」というサイトを設けてはどうか）に掲載し、広く市民に知ってもらうことが必要と思われる。</p>	<p>市民団体等が主催するイベント・保全活動等については、市ホームページ「参加してみよう！環境活動」のページに掲載し、周知を図っているところです。市民団体等の活動については、10月に環境活動パネル展を実施し、活動内容を周知したところですが、イベントの開催が困難な状況のなか、今後は様々な媒体を活用した情報発信に努めます。</p>

### 施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
31	82	目標19	<p>小中学校における環境体験教育プログラム「スクールエコアクション」は毎年全校で実施され、順番に環境フェアで発表されている。環境フェアでの児童や生徒たちの発表を聞いていると、子どもたちが創意工夫をしながら日頃の環境活動に取り組み、楽しみながら活動を行なっている様子が伝わってくる。「百聞一見にしかず、百見一実践にしかず」の喩えのごとく、実体験を伴うスクールエコアクション活動は子どもたちの環境意識啓発に役立っていると思われるので、指導される教職員は大変でしょうが、発表一巡後もぜひ引き続き活動の継続をお願いする。</p>	<p>スクールエコアクションは、学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるように、学校自らの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいく、学校版の環境マネジメントシステムで、平成23年度より市内すべての公立小中学校で導入しています。</p> <p>平成25年度より、ちがさき環境フェアにおいて、毎年2、3校の中学校に、環境活動の発表をしていただいておりますが、30年度にすべての中学校の発表が終了したことから、令和元年度より、小学校の環境活動を紹介する動画を作成し、環境フェア等で放映することとしています。今後も継続的に取り組みます。</p>

### ②その他(報告書全般に関する御意見、報告書の表現方法に関する御意見など)

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
32	—	—	<p>進捗状況報告書に課題が示されていることはわかりやすくよいと思う。この課題がどのくらい解決したのか 継続してわかるようになっていくとよい。</p>	<p>次年度の進捗状況報告書の作成時には、より分かりやすい記載内容となるよう、成果と課題の表現方法に留意します。</p>
33	—	—	<p>前年度との連続性がない→効率よく把握できない。 また、A～Eのランクで概括評価をしているが括れない異質なものを一緒にしている。これでは個別の次のアクションにつながらない。</p>	<p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の評価では、前年度の取り組みの実施状況を「進捗状況報告書」としてまとめ、それに対する外部評価を踏まえて次年度の取り組み予定を検討し、「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」として公表するというサイクルを採用しています。しかし、評価に関する報告が2分冊になることで、御指摘の通り、連続性が分かりにくいという面もありました。今後、令和3年度を始期とする次期環境基本計画の評価にあたっては、より分かりやすくシンプルな報告書とするよう検討します。</p> <p>重点施策の評価については、評価の効率性等を考慮し、関連性が深いものは同一評価としています。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
34	—	—	<p>環境基本計画(2011年版)が作成された時点では、この進行管理がしっかり実施されて記載されている施策が少しの遅れはあっても実施されるものと思っていた。</p> <p>そのために、この進捗状況報告書の作成にあたっては、環境政策課の職員は、普段から市民からの自然環境の情報を聞いておき、各施策の担当課から持ち寄られる報告について、疑問がある部分については確認をしたり、書き直しを要請したりしてできるだけ事実即した進捗状況報告書を作成しようと努力して提出していた。</p> <p>今は、環境政策課と市民との情報交換もなく、他の担当課とのお互いの連携もなく、行政の観点から施策のほんとうの目的にかなったことでなくても、実施したとの内容が書かれており、それによって施策が推進されたような評価がされている。</p> <p>これらのことが改善されない状況であるとともに、審議会委員が現状を認識する努力をしない状況では、この進捗状況報告書に意見を出しても意味がないのではないかと感じている。</p> <p>特に、次年度からの新しい環境基本計画が実施されないただの計画として策定されている現状では、茅ヶ崎市の自然環境の保全に対するむなしさを感じる。</p> <p>茅ヶ崎市には自治基本条例があるけれど、各担当課がその中身をしっかりと認識し、それに基づいた仕事をしないと、市民自治は進まないと考えている。</p>	<p>進捗状況報告書については、関係課への文書による照会に加え、必要に応じてヒアリングを行う等、よりの確な報告となるよう留意しながら作成しております。引き続き、市民の皆様に分かりやすい報告書の作成に努めます。</p> <p>環境審議会による外部評価にあたっては、施設見学や現地視察等を実施するほか、審議会からの要望により、関係団体へのヒアリングを実施しています。今後とも引き続き、審議会の主体的、積極的な審議が実現するよう、事務局としてサポートしていきます。</p>
35	—	—	<p>報告書の全体構成、編集形式等について 目次には資料編に「用語集」があるが、p110には「用語集」の表題がない。また、用語集の所在を示す※印が初出箇所には無く(p11にあるが逆転!)、さらに※印と*印の乱用(*印は未定義)が無駄に多用され煩雑になっている。資料編にまとめるメリットは否定しないがそのページで処置してほしい。</p>	<p>次年度報告書作成の参考にさせていただきます。</p>
36	3	—	<p>p3の「進行管理図及び最下段3行」について 本年が最終年度であることで施策展開報告書を作成しない説明を進行管理図中に記載すべき(資料編の参考-3にあるが最初に説明すべきでは?)。</p> <p>進行管理フロー図は「通常版」を示しているが本年度が特異であることを分かりやすく説明することを考慮して「特異版」に差し替えるべき。また、本図中に本報告書のステージを示し(単に進捗状況報告書との明示はあるが)、施策展開報告書が無いことも表記してほしい。さらに、最後尾に「別途公表予定」とあるが、図中に予定時期を追加記載してほしい。</p>	<p>次年度報告書作成の参考にさせていただきます。</p>
37	4,13等	—	<p>表紙裏、p4,13等々の「コア地域」の重複した開設について コア地域の説明が用語集を含めて各所に重複の表記が目立ち、最出の1か所に整理してほしい。</p> <p>コア地域の位置、名称、特徴と市の自然環境評価調査の地域であることを1回解説すれば十分!</p>	<p>次年度報告書作成の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
38	—	—	各所にある「4R」について 3Rは世間一般に広く用いられている単語であるが、リフューズ（要らないものを購入しない）を追加しているメリットをアピールするのであれば、初出箇所に解説を付記する必要がある。（後半での説明では意味がない。）	次年度報告書作成の参考にさせていただきます。
39	20,23,26, 28,30	—	p20, 23, 26, 28, 30の自然環境保全活動の現場からの意見について 前回の進捗状況報告書から、保全活動の現場からの生の声（厳しい意見）が記載され、評価できる。しかし残念なことに、これら現場の貴重な意見への回答が皆無で、評価にも全く活用されていない。	「自然環境保全活動の現場から」は、市の環境の状況を示す資料の一つとして、市民の目から見た自然環境の現状をお示しするものです。市民団体からの御意見については、進捗状況報告書に対する御意見として募集し、頂いた御意見に対しては、市の考え方を公表しています。「自然環境保全活動の現場から」については、環境審議会による外部評価の参考資料として活用されています。
40	参考 4～16	—	参考-4～16の目標、重点施策の見直し箇所について 見直しの内容は分かりやすく明示されているが、見直しを行った理由、経緯の説明が記載されていない。	次年度報告書作成の参考にさせていただきます。